

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化	
担当部局	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課	
評価実施時期	平成20年2月	
規制の目的、内容及び必要性	<p><b>【目的】</b> インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童売春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、インターネット異性紹介事業者(以下「事業者」という)に対する届出制の導入等の規制の強化を行い、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。</p> <p><b>【内容】</b> インターネット異性紹介事業に届出制度を創設し、それに伴う所要の措置を講ずる。また、事業者はインターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等(以下「禁止誘引行為」という)に当たる書き込みがあることを知ったときは、当該書き込みを公衆が閲覧することができないようにするための措置(以下「防止措置」という)をとらなければならないこととする。</p> <p><b>【必要性】</b> 事業者の義務の確実な履行、ひいては適正な事業運営を担保するため行政処分の規定を置くが、個人情報保護の意識の高まりにより、事業者の情報の把握が困難となっているため、行政処分が極めて困難という問題があることから、届出制を導入し、事業者の情報を処分庁たる都道府県公安委員会が把握する必要がある。また、禁止誘引行為に当たる書き込みが一定期間ウェブサイトに掲載され続けた場合には、当該禁止誘引行為に応じ、又は当該禁止誘引行為に影響を受けて同様の禁止誘引行為を行う児童一般に被害を及ぼすおそれがある。防止措置により、禁止誘引行為に当たる書き込みが速やかに削除されることが期待でき、また書き込んでもすぐに削除されとなれば出会い系サイト利用しようとする児童に対する抑止力になり、児童に係る書き込みをきっかけとする児童被害の未然防止効果が見込まれるので、これを義務付けることが必要である。</p>	
	法令の名称 関連条項とその内容	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第15条及び第18条
想定される代替案	行政処分等を行うために事業者を特定する必要があるとき、事業者との契約者情報を保有する者(アクセスプロバイダ、サーバ管理者等)に協力要請する方法を採用する。	
規制の費用	各要素の費用	
	(遵守費用)	事業者の各種届出、防止措置等に伴う事務的負担が発生。
	(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	その他の新たな社会的費用は発生しない。	
規制の便益	各要素の便益	
	インターネット異性紹介事業の適正の確保が図られ、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害の防止が期待される。	事業者の特定できない場合、便益は減少する。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	インターネット異性紹介事業の適正化が図られ、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止される。一方、インターネット異性紹介事業を行う者に各種届出、防止措置等に伴う事務的負担が発生するが、新たな金銭的な負担は発生せず、児童保護の観点から得られる便益に比して合理的な範囲の費用と考えられることから、本改正案は適切であると考えられる。代替案については児童被害の防止につき本来責任を負うべき事業者ではなく、相対的に責任の軽い者に負担がかかる上、事業者を特定できる確度も本改正案に比べて低いことから、代替案より優れている。	
有識者の見解その他関連事項	平成19年10月から、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検討することを目的として「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を設置し、幅広く検討が行われ、平成20年1月に報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」をとりまとめた。今般の法改正案については、当該報告書の内容を反映したものとなっている。	
レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後5年を経過した時点において、インターネット異性紹介事業者に対する規制について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		